



先日、近畿青年税理士連盟の代表として近畿税理士政治連盟と役員
同士で意見交換を行って参りました。
税理士会は税の専門家たる立場から税制改正について意見書を作成
していますが、実現のためには政治の力が必要です。そこで政治家
にアプローチする役割を持つのが、税理士政治連盟です。
今回の選挙でも選挙結果により今まで全く動かなかった税制が急に
動く可能性も出てきました。実現するかで大きく生活に影響を及ぼ
す内容ですので、これからどうなるか楽しみです。



近畿税理士政治連盟 HP より

103万円の壁とは！？

一般的に言われる『103万円の壁』とは、給与所得者を対象にしている言葉です。
給与所得者の税金の計算は基本的には、以下のように行われます。

$$\begin{aligned} \text{給与収入額} - \text{給与所得控除額} - \text{所得控除額} &= \text{課税所得 (最低0)} \\ \text{課税所得} \times \text{税率} - \text{税額控除} &= \text{所得税額} \end{aligned}$$

給与所得控除額とは、給料をもらっている人は全員が受けられる控除です。控除の額は給与収入額によ
って異なりますが、最低でも 55 万円の給与所得控除が受けられます。

所得控除額は社会保険料控除や医療費控除、扶養控除などです。この所得控除の中には基礎控除とい
うものがあり、こちらは給与所得者に限らず全員が一律で控除を受けられ、控除額は 48 万円です。

つまり給与所得者は、最低でも給与所得控除 55 万円と基礎控除 48 万円の合計 103 万円は控除を受け
られるという事です。

上記の計算式に当てはめれば、給与収入が 103 万円以下であれば課税所得は 0 円となり、課税所得が
0 円であれば所得税は発生しません。（住民税は市町村によって異なりますが、給与収入が 100 万円
以下であれば税額が発生しない市町村が多いです。）

また、扶養控除の対象となる扶養される人の要件は、給与収入のみの人であれば 103 万円以下です。
このため、給与収入が 103 万円を超えると扶養控除の対象から外れ、他に所得控除がなければ所得税
額が発生する事となるため、103 万円以下に給与収入を抑えようという傾向が強まります。

なお、基礎控除とは本来『最低限生活に必要な収入には税金をかけない』という趣旨で設けられている
控除ですので、以前から「少なすぎる」との声が上がっています。

基礎控除が上がれば、給与所得者以外の全所得者に減税の影響があるため「少なすぎる」と声は上がっ
ていてもなかなか実施されていないのが現状です。

しかし、令和 6 年 10 月の衆議院議員選挙の結果により、急遽基礎控除が大幅に上がる
可能性が出てきました。

税制改正に関する方向性は年末に出される税制改正大綱で発表されるので、どうなるか
注目です。



令和6年分年末調整時の定額減税(年調減税)の注意点

令和6年の年末調整は例年とは異なり、定額減税制度が実施されています。そのため、例年よりもチェック事項が増えていきますので注意が必要です。年末調整は、ただでさえ複雑で専門家でない方には理解不能な制度となっていますが、まずはポイントだけ押さえて下さい。

定額減税は令和6年6月1日時点で在職している人から減税を行う『月次減税』と、年末調整時点で在職している人から減税を行う『年調減税』があります。

令和6年6月1日より後に入社した人については、月次減税を行わず年調減税で計算します。年末調整時に在職していない人で年末調整を受けられない人は、確定申告を行って自分で定額減税の申告をする事となります。

なお、年調減税の計算の対象者は年末調整の対象となる人ですので、扶養控除申告書を提出していない人など年末調整の対象でない人は、年調減税は行いません。

令和6年6月1日から始まった月次減税の時点で、一度扶養親族の有無などの確認を行っていますが重要なのは年末調整時点又は、確定申告時点で間違わずに行うことです。

月次減税の時点で間違っても年調減税で正しく申告をすれば、正確に減税を計算出来ます。

所得税の定額減税控除額は本人分 30,000 円 + 給与収入のみであれば、収入が 103 万円以下の同一生計配偶者と扶養親族 1 人につき 30,000 円ですが、控除しきれない場合はその金額を給付金により支給される事となっています。

そのため、源泉徴収票の摘要欄に

- ・実際に控除した年調減税額
 - ・年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額（ない場合は0円）
- を記載して、給与支払報告書として各市町村に提出する必要があります。



* お客様紹介 *

株式会社 姫協 様

樹脂から特殊金属まであらゆる素材を設計・製造・組立まで自社で一貫生産。単一の商品では対応しきれなかった多様化した細やかな顧客ニーズに対応した商品に応えるため、常に挑戦し続ける『職業集団』な会社です。

社長は、明るく朗らか且つパワフルな楽しい方で、所長が独立する前の事務所からお付き合いをして下さっています。

今後とも何卒宜しくお願いいたします。

【事業】樹脂・非鉄金属・金属加工及び設計
製造・組立まで何でもいたします！

【住所】兵庫県揖保郡太子町東南139-1

【電話】079-276-6200

<http://himekyo.com/>



濱田会計事務所 HAMADA ACCOUNTANT OFFICE

濱田会計事務所
〒670-0053
兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13
TEL : 079-229-9041
Fax : 079-229-9049
E-Mail : info@hamadakaikei.jp
URL : <http://hamadakaikei.jp>

会社のこと、事業のこと、
相続のこと…一緒に考えましょう！



無料
メールマガジン
登録はこちら

